

[事案 24-188] 更新手続無効請求

・平成 25 年 6 月 26 日 裁定打切り

<事案の概要>

減額更新手続は、契約者の意思によるものではないとして、減額更新を無効にし、同額更新したものと死亡保険金を支払うよう、契約者の相続人代表者から申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 12 年 6 月に、定期保険特約を 1,200 万円から 200 万円に減額して更新したが、下記の理由により減額更新手続は契約者（申立人の母（平成 14 年 6 月死亡））の意思によるものではないことから、減額更新を無効にして、同額更新したものと減額前の死亡保険金を支払ってほしい。

- (1) 母は、当時、父との間で同額更新する旨の話をしており、減額更新するとは考え難い。
- (2) 更新申込書は、母の自署ではない。また、父は母から印鑑を保険会社の募集人に預けると聞いており、母は更新申込書に押印していない。
- (3) 更新当時の母の経済状況からすると、同額更新後の保険料は、減額更新が必要なほど高額ではない。

<保険会社の主張>

下記の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 更新申込書には、契約申込書、特約中途付加請求書と同じ契約者の印鑑が押印されており、減額更新の申込みは契約者の意思によりなされたと考えられる。
- (2) 平成 19 年の苦情申出時に、保険会社にて平成 12 年当時に特約更新手続を担当した募集人に確認したところ、契約者から更新後保険料が高額であるとの申し出を受けて、契約者自らが署名・押印して減額更新手続を行ったとのことであった。
- (3) 募集人が自らの営業成績上不利となる減額更新の手続を、特段の事情もなく契約者に無断で行うとは考えにくいことから、減額更新手続は、契約者の意思により、契約者自らが署名・押印してなされたと考えられる。
- (4) 減額更新手続の際に、契約者から提出された本契約の保険証券に、特約が減額更新された旨を裏書きしたうえで契約者に送付しており、契約者は同裏書にて減額更新されたことを確認可能であったにもかかわらず、その後、契約者から減額更新について何らの照会・申出もなされていないことから、契約者は減額更新について了承していたと考えられる。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面等にもとづき審理したが、下記のとおり、訴訟において解決することが相当と考え、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 32 条 1 項 3 号（第 24 条 1 項 9 号）により、裁定手続を打切ることとした。

- (1) 本件の主たる争点は、「特約更新（減額更新）申込書」への署名・押印等は、契約者の意思にもとづくものであるか否かという点にあるが、平成 12 年の事実関係を判断するには、提出された客観的な証拠では事実認定が困難であり、当事者の供述によらざるをえないが、更新手続の当事者である契約者は死亡し、担当した募集人も所在不明で、かつ既に更新手続から 10 年以上経過していることから、双方の主張のみで事実関係を明らかにすることは困難である。また、当審査会は裁判外紛争解決機関であり、鑑定手続等の厳密な証拠調べ

手続きを有しないことから、申立人の主張する「特約更新申込書」における署名の真偽を判断することもできない。

(2)また、当審査会から申立人に対して、本件の申立人の主張を明らかに裏付ける特段の証拠の提出を求めたが、本件の判断を可能にするような有力な証拠の提出はなされなかった。